

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月まで

私は、町内の国民年金委員に勧められ、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月から夫と一緒に国民年金に加入した。その当時、私は工場に勤めていて厚生年金保険に加入していたが、生命保険と同様に国民年金にも加入できるものと思っていたため、加入手続を行い夫の分と一緒に国民年金保険料を支払っていた。

私は、60 歳になった平成 10 年に A 町役場（現在は、B 市）に相談に行った際、国民年金の資格取得日が昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 1 日に変更されていることを初めて知った。私が現在持っている年金手帳には昭和 36 年 4 月 1 日取得と記入されており、当時支払った国民年金保険料の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、17 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している（第 3 号被保険者期間を含む。）。

また、申立期間当時、申立人が、その夫の国民年金保険料と一緒に納付していたとすると、申立人の夫は、国民年金加入当初から厚生年金保険被保険者の資格を取得する昭和 52 年 3 月までの国民年金保険料をすべて納付するなど、申立人とその夫は納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、特殊台帳をみると、国民年金の資格取得年月日が、昭和 36 年 3 月 31 日から 37 年 9 月 1 日に訂正されていることが確認でき、訂正処理前

は、申立人は申立期間において国民年金の被保険者であったため、申立期間の保険料を納付することが可能であったと考えられる。

加えて、オンライン記録をみると、昭和 38 年 3 月の国民年金保険料の納付記録が当初未納と記録されていたが、市町村が保管する国民年金被保険者納付記録票に納付記録が確認されたことから、平成 21 年 12 月 4 日付けで納付済みに記録が訂正されるなど、行政機関の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 21 日から 36 年 3 月 10 日まで

私が 64 歳になった平成 18 年に、年金の繰り上げ支給を受けたくて社会保険事務所（当時）に出向き年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっていた。しかし、脱退手当金を自分で請求したことや会社に請求を委任した覚えも無く、脱退手当金を受け取った事実も無いので納得できない。

なお、退職当時、脱退手当金制度等について会社から説明を受けておらず、一時金制度そのものを知らなかった上、昼間定時制高校を卒業すると同時に会社を退職し、就職のため A 県内に転居しており、脱退手当金の請求や受領に関与できるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 5 月 18 日に支給されたことになっているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、昭和 31 年 4 月から 37 年 4 月までの昼間定時制高校の同窓生と考えられる者 54 名（申立人を含む。）について脱退手当金の支給状況を調査したところ、支給記録が確認できる者は 9 名のみであるとともに、申立人と同一日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同級生の同僚 11 名に対して、事業所における脱退手当金の取扱いの状況について調査したところ、いずれも事業主による代理請求をうかがわせる回答を得られないことなどを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 293 円相違しているほか、申立人と同一日に脱退手当金が支給決定された同僚 4 名をみると、1 名は支給額に計算上の誤りは無いものの、3 名は申立人と同様に法定支給額と 293 円相違していることが確認できるが、その原因は不明であることを踏まえると、申立期間当時、支給手続が適正に行われていたとは認め難い。

さらに、申立人は、昼間定時制高校を卒業した直後の昭和 36 年 3 月中旬に就職のため A 県内に転居しており、脱退手当金の請求や受給に関与できるはずがないと主張しているところ、申立人と同郷で小・中学校、高校とも同級生であった同僚は、「申立人は、高校卒業直後に就職するため A 県に転居しており、婚姻した昭和 43 年まで郷里には帰省しなかった。」旨供述しているほか、当該高校の申立人に係る学籍簿には、卒業した日は昭和 36 年 3 月 13 日、進路欄には就職と記載されており、申立人の主張と合致している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年10月から5年1月までは41万円、同年2月から同年4月までは50万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月から同年11月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年12月15日まで
オンライン記録では、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の平成5年12月15日に、4年10月で41万円、5年2月で50万円、同年5月で30万円、同年9月で41万円であった標準報酬月額が4年10月1日にさかのぼって30万円又は20万円に引き下げられているが、4年2月の入社以降の給与は月額50万円ほど貰っていたので、当該記録に納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、株式会社Aが適用事業所でなくなった平成5年12月15日付けで、4年10月から5年1月までは41万円を30万円、同年2月から同年4月までは50万円を20万円、同年5月から同年8月までは30万円を20万円、同年9月から同年11月までは41万円を20万円に、遡及して訂正されていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「私は、当時B部門のC担当であり、当該事業所において社会保険事務に全く関与しておらず、標準報酬月額の減額^{そきゅう}の遡及訂正について知らなかった。」と供述している。

さらに、申立期間当時の事業主は、「申立人は、B部門のC担当の取締

役であり、別の取締役（部長）が経理や社会保険などの事務処理を行っていた。」と供述しているほか、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚も、「申立人とは別の取締役が経理や社会保険の事務処理を行っていた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年10月から5年1月までは41万円、同年2月から同年4月までは50万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月から同年11月までは41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和20年4月17日から同年7月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年4月17日に、資格喪失日に係る記録を同年7月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和20年3月10日から同年12月30日まで

私は、昭和19年6月1日以前にB株式会社（適用事業所名は、昭和18年9月1日にC株式会社に変更しているため、以下「C株式会社」という。）に入社し、D業務に従事していたので、資格取得日を女性職員に対する厚生年金保険の適用が開始された同年10月1日に訂正してほしい（申立期間①）。

また、私は、C株式会社において同僚とともにEにあった別工場を経て、A株式会社に異動し、F空襲（昭和20年7月）までD業務に従事していたが、同空襲後は、被災した同社工場の後片付けをするために昭和20年12月末ごろまで自宅から徒歩で通勤した記憶があるので、同年3月10日以降の記録が無いのは納得できない（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②においてC株式会社からEにあった別工場を経て、A株式会社に異動し、当該複数の同僚と一緒に、当該複数の事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

申立期間②のうち、昭和20年4月17日から同年7月20日までの期間に

については、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、C株式会社において被保険者資格を取得した者のうち、申立人と同じ昭和20年3月10日に同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した者は、23名（申立人を除く。）であることが確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、前述の23名のうち、退職者及び確認が取れない5名を除いた18名が、昭和20年4月17日（17名）及び同年4月19日（1名）に、A株式会社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の18名のうち、申立期間②当時の勤務状況等を聴取することができた6名は、いずれも申立人の主張と同じく、G関連業務に従事し、C株式会社からA株式会社に異動し、F空襲まで勤務した旨供述している上、このうち3名は、G関連業務に従事した全従業員が、C株式会社からEにある別工場に異動したが、G業者の統合（統制令に基づく国の指導による）により、C株式会社のG部門がA株式会社に統合された際に、数人を除きすべてA株式会社に異動した旨供述している。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、前述の18名は、先に退職した1名を除きいずれも昭和20年7月20日に被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、当該事業所は、同日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和20年4月17日から同年7月20日までの期間について、A株式会社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と業務内容（D）や勤務形態が同一であった同僚のA株式会社における昭和20年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は不明としているが、申立期間②当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和20年3月10日から同年4月17日までの

期間及び同年7月20日から同年12月30日までの期間については、申立人と同じG関連業務に従事していた同僚を含む、前述の18名すべてに、当該期間の被保険者記録は確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A株式会社が、同年7月20日に適用事業所でなくなっており、全従業員が同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人と同様に、F空襲後、A株式会社工場の後片付けに通った同僚は、「後片付けは奉仕活動であり、給与は出なかった。」と供述している。

加えて、A株式会社は、昭和20年9月15日に再度、厚生年金保険の適用事業所となり、同年9月から所在地を変えて事業を再開しているものの、申立人は、当該事実を知らないなど、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、複数の同僚に聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和20年3月10日から同年4月16日までの期間及び同年7月21日から同年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①については、申立人は、「昭和19年6月1日以前からB株式会社に勤務していた。」と主張しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人は、昭和19年6月1日に申立てに係る当該事業所以外の事業所において厚生年金保険の適用手続が行われている記録（昭和19年6月1日資格取得、同年7月1日資格喪失手続）が確認でき、申立人の主張と合致しない。

一方、昭和19年6月1日以前からC株式会社に勤務していた女性職員は、同年6月1日に厚生年金保険の適用手続が行われており、同年10月1日（女性職員に対する厚生年金保険の適用開始日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、前述の払出簿において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況をみると、昭和19年6月1日に320名が資格取得した後、申立人が資格取得（昭和19年11月1日）するまでの期間に合計55名の従業員が順次、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人の資格取得日には、14名（申立人を含む。）が厚生年金保険被保険者の被保険者資格を取得（厚生年金保険の記号番号は連番）していることが確認でき、社会保険事務所の記録管理に不自然さは見られない。

さらに、複数の同僚に聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる供述は得られない。

加えて、C株式会社は、昭和20年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社を引き継いだH株式会社及びB株式会社も、24年1月12日及び50年12月26日に適用事業所でなくなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月から住み込みでAに就職し、同所に居住したまま 35 年 3 月に結婚、36 年 7 月に長女を出産したが、子供が歩くようになり、A内での生活は危ないので 37 年 7 月にAを退職した。

当時、年金のことは何も知らず脱退手当金のことも知らなかった私は、昨年ねんきん特別便のことで社会保険事務所（当時）に行った際に、担当者から説明を受け、脱退手当金が支給されていることを初めて知ったが、脱退手当金を受け取った事実が無く納得ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（連名簿）及び健康保険厚生年金保険被保険者原票、健康保険記号番号簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 35 年 7 月に入籍し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、60 歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付している（第3号被保険者期間を含む。）ことから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。